

○帯広市週休2日工事实施要領

令和元年5月24日

改正

令和2年5月22日

令和3年3月26日

令和5年3月3日

令和6年2月28日

令和7年3月4日

令和7年10月15日

帯広市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近年、担い手不足が懸念されている建設業界において、特に若手の技術者及び技能労働者（以下「若年技術者等」という。）の確保・育成が重要な課題となっていることから、若年技術者等の入職の促進及び建設現場における働き方改革を推進していくため、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める状態をいう。

ア 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所がされている状態（受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定した状態）

イ 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態

ウ 通期の週休2日 対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態

- (2) 週休2日交替制 前号の区分及び期間において、現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%以上（完全週休2日（交替制）にあつては2日／7日以上、月単位の週休2日（交替制）及び通期の週休2日（交替制）あつては8日／28日以上）の水準を、技術者及び技能労働者などが交替しながら確保している状態
- (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間（年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）を除く。）をいう。
- (4) 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所（現場休息）がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所（現場休息）率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。
- (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 現場休息 分離発注工事又は分割発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して一切の現場作業がない状態をいう。

（対象工事）

第3条 対象とする工事は、現場閉所（現場休息）が可能な全ての工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日、猛暑日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制に基づくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事等で、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

（発注方式）

第4条 工事の発注方式は、受注者希望型とし、契約後、発注者と協議を行い、協議が整つ

た場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を実施するものとする。
ただし、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

（補正方法）

第5条 補正の対象となる経費は、土木工事及び空港工事にあつては労務費、共通仮設費及び現場管理費と、営繕工事にあつては労務費とする。

2 当初予定価格から月単位の週休2日を前提とした経費の積算を行い、現場閉所率（週休2日交替制の場合は休日率とする。）の達成状況が完全週休2日（土日）を達成した場合は増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

3 前2項の経費の補正について、土木工事及び空港工事における補正係数にあつては、北海道が定める週休2日工事に関する実施要領に、営繕工事における補正係数にあつては、北海道が定める営繕工事における週休2日工事実施要領に準ずるものとする。ただし、当該要領によることができない工事における補正係数にあつては、この限りでない。

4 前項ただし書の規定によるときは、補正係数を参照する要領等の名称を明らかにした上で、当該要領等に準じるものとする。

5 第3項の北海道が定める要領の補正係数及び前項の要領等の補正係数に改正があるときは、随時見直すものとする。

（実施における留意事項）

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所（現場休息）日及び週休2日交替制の休日とすることもできるものとする。

3 受注者は、地元対応、コンクリート打設後の養生期間、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。

4 現場閉所（現場休息）日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞

き取り又は受注者からの履行報告書等（履行報告書、日（週）報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。）の提示により確認を行うものとする。

- 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所（現場休息）日の前日等に現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- 7 週休2日の履行状況については、工事成績評定において評価を行う。
- 8 週休2日交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者（休日を除いた連続勤務1週（7日）以下の従事者をいう。）は、第5項の確認対象外とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、一時的に従事した技術者及び技能労働者の勤務期間が連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。この場合において、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。
- 10 週休2日は土日を休日とする4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

（その他）

第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

附 則（令和2年5月22日）

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市週休2日工事実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に告示される工事について適用し、施行日より前に告示された工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月4日）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年3月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市週休2日工事実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に告示される工事について適用し、施行日より前に告示された工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月15日）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市週休2日工事実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に告示される工事について適用し、施行日より前に告示された工事については、なお従前の例による。

(営繕工事に関する特例)

- 3 施行日以後に告示される営繕工事に係る改正後の帯広市週休2日工事実施要領の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によるものとする。

別紙

1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「13注意事項」に以下を追記する。

本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日工事の実施について

- 1 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上を達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。
- 3 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成

しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

6 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

（1） 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

（2） 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

7 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

8

【土木工事の場合】 【空港工事の場合】

補正の対象となる経費は、労務費、共通仮設費及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。

なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としな

い。

【営繕工事の場合】

補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）とし、現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たないものは、補正係数を乗じない。

- 9 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 10 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。
- 11 その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。

○ 週休2日交替制工事の実施について

【土木工事の場合】 【空港工事の場合】

- 1 本工事は、交替制による完全週休2日及び月単位の「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日交替制以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。
なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。
- 3 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者などが交替しながら1週間に2日以上（現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。）の休日確保がされている状態をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者などが交替しながら4週8休以上（現場に従事した技術者や技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の

水準に達する状態をいう。)の休日確保をしている状態をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間の全体を通した期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保をしている状態をいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず週休2日交替制の実施が困難な期間は含まない。

4 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

5 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

(1) 受注者は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。

(2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

6 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

7 補正の対象となる経費は、労務費、現場管理費とし、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。

8 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

9 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期について影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

10 その他の事項については、帯広市週休2日工事实施要領によるものとする。